

ウ 社会的養護の現状と課題

社会的養護は、保護者のない子供や被虐待児といった家庭環境上養護を必要とする子供、生活指導を必要とする子供に対し、公的な責任として、施設など⁴で社会的に養護を行う制度であり、約46,000人の子供が社会的養護の対象となっている（第1-12図）。

児童養護施設に入所している子供のうち半数以上が虐待を受けた子供であるほか、障害のある児童が増加している。このため、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、社会的養護の質・量ともに拡充が必要となっている（第1-13図）。

現在、日本の社会的養護は、約84%が乳児院や児童養護施設、約16%が里親・ファミリーホーム⁵での受入となっている。

第1-11図 児童相談所共通ダイヤル3桁化の広報資料



(出典) 厚生労働省資料

第1-12図 社会的養護の現状

(1)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

里親	家庭における養育を里親に委託			ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
	登録里親数	委託里親数	委託児童数		ホーム数	委託児童数
	9,949世帯	3,644世帯	4,731人		257か所	
(里親は重複登録有り)	区分	養育里親	7,893世帯	2,905世帯	3,599人	
		専門里親	676世帯	174世帯	206人	
		養子縁組里親	3,072世帯	222世帯	224人	
	親族里親	485世帯	471世帯	702人		1,172人

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	134か所	602か所	43か所	58か所	243か所	123か所
定員	3,865人	33,017人	1,962人	3,753人	4,869世帯	826人
現員	2,939人	27,828人	1,358人	1,397人	3,465世帯 児童5,766人	486人
職員総数	4,539人	16,672人	995人	1,788人	2,067人	519人

小規模グループケア	1,218か所
地域小規模児童養護施設	329か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成27年3月末現在)
 ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成26年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

4 各施設の概要はhttp://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/01.htmlを参照。
 5 養育者の住居で養育を行う家庭的養護。

(2) 里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子供の愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成15年の8.1%から、平成27年3月末には**16.5%**に上昇
- 少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成31年度までに**22%**に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100

里親等委託率

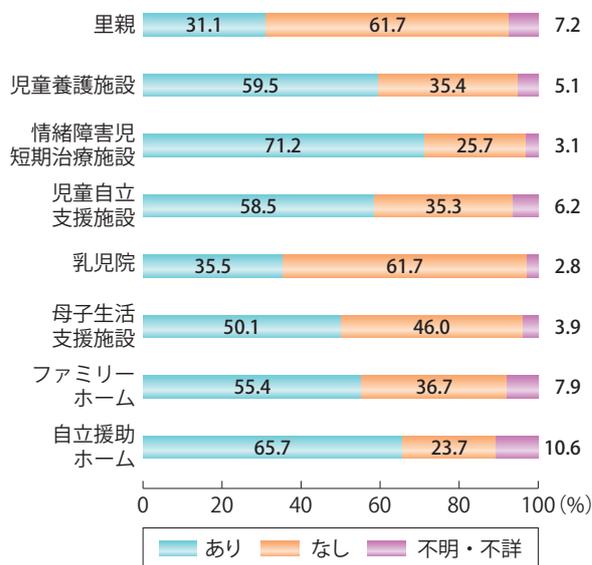
- ※1. 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。ファミリーホームは、平成26年度末で257か所、委託児童1,172人。多くは里親、里親委託児童からの移行。
 2. 平成22年度の福祉行政報告例では福島県分の数値が除かれているが、これに家庭福祉課調べの福島県分の数値を加えた数値である。
 (資料) 福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在)

児童養護施設などでは、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

厚生労働省は、ケア形態の小規模化を図るため、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、グループホームの設置を進めており、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(「小規模化等の手引き」)⁶により、関係者に対して小規模化の意義や課題の周知を図っている。(第1-14図)

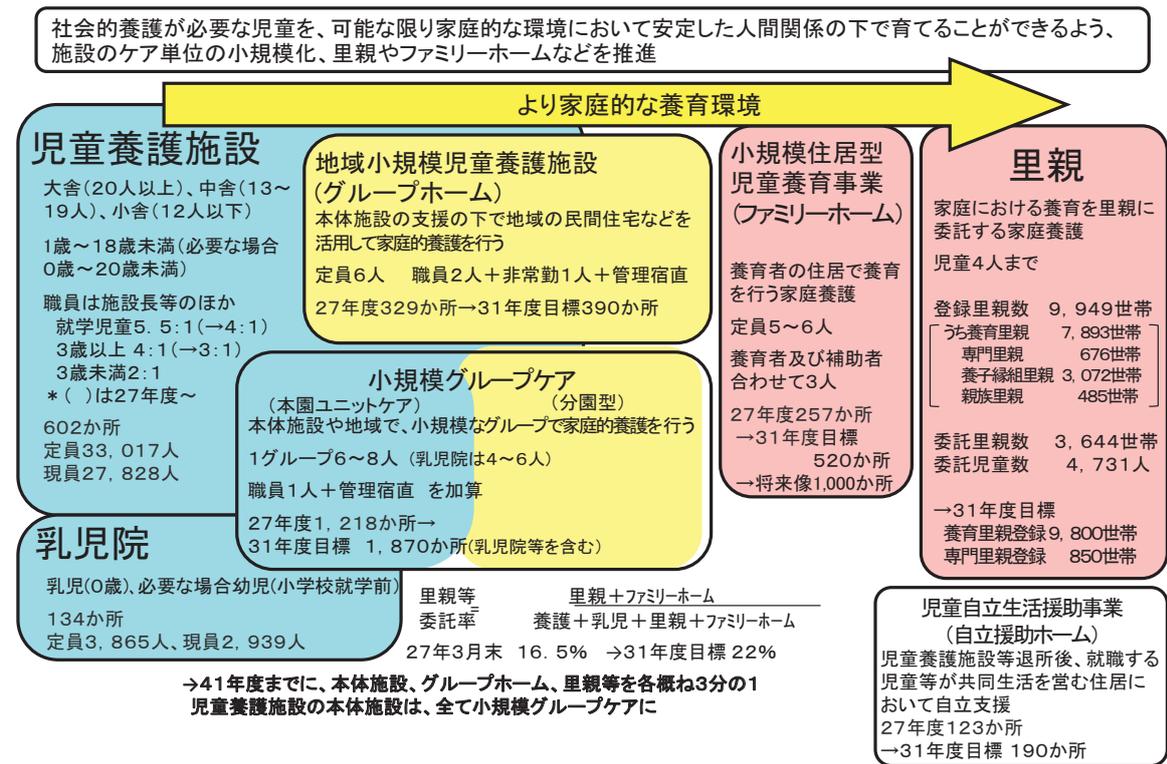
◇児童養護施設に入所している子供のうち、約6割は、虐待を受けている。

第1-13図 社会的養護の対象児童の被虐待経験



(出典) 児童養護施設入所児童等調査結果(平成25年2月1日)

第1-14図 施設の小規模化と家庭的養護の推進



(出典) 厚生労働省資料
※「31年度目標」は、少子化社会対策大綱
登録里親数、委託里親数、FHホーム数、委託児童数は、平成27年3月末福祉行政報告例。
施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数は、平成27年10月1日家庭福祉課調べ。

第1-15図 里親制度

また、ケア形態の小規模化や里親等への委託等を推進するため、各都道府県市において、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」に基づき、平成27(2015)年度から平成41(2029)年度末までの15年間に、「本体施設入所児童の割合」、「グループホーム入所児童の割合」、「里親・ファミリーホームへの委託児童の割合」をそれぞれおおむね3分の1ずつにしていく「都道府県推進計画」を策定しており、計画に基づいた取組が開始されている。

工 里親委託・里親支援の推進

里親制度⁷は、何らかの事情により家庭での養育が困難になったり受けられなくなったりした子供に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子供が成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を



(出典) 厚生労働省ホームページ
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/02.html)

7 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/02.html

行うことにより、子供の健全な育成を図るものである。

厚生労働省は、里親委託優先の原則を明示した「里親委託ガイドライン」⁸に基づき、里親委託を推進している（第1-15図）。里親支援機関事業や、児童養護施設と乳児院への里親支援専門相談員の配置（平成27年10月現在368か所）により、地方公共団体の取組を促している⁹。また、毎年10月を里親月間として定め、里親制度の普及促進に係る集中的な取組が地域の実情に応じてなされるよう要請している。

オ 施設退所児童等の自立支援策の推進

社会的養護の下で育った子供は、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果さまざまな困難に突き当たることが多い。このような子供が他の子供と公平なスタートが切れるように自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子供を受け止め、支えとなるような支援の充実を図ることが必要である。

厚生労働省は、こうした支援の充実を図るため、以下の取組を実施している。

- ・都道府県が行う児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を推進するため、その費用を負担金で支弁
- ・施設を退所した後の地域生活と自立を支援するとともに、退所した人同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する「退所児童等アフターケア事業」
- ・施設などを退所する子供は親がいないといった事情により身元保証人を得られないことが多いため、就職やアパートの賃借に影響を及ぼすことがないように施設長などが身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」
- ・家賃相当額や生活費の貸付を行う事で安定した生活基盤を築くための「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を創設

カ 施設機能の充実

厚生労働省は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針、里親及びファミリーホーム養育指針、第三者評価の基準により、施設運営の質の向上を図っている。

キ 被措置児童等に対する虐待の防止

施設入所や里親委託などの措置がとられた子供（以下「被措置児童等」という。）への虐待があった場合には、その子供を保護し、適切な養育環境を確保することが必要である。また、不適切な施設運営や事業運営が行われている場合には、施設や事業者を監督する立場から、「児童福祉法」に基づく適切な対応が必要となる。

このため、厚生労働省は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」¹⁰により、被措置児童等への虐待の防止を図っている。ガイドラインでは、都道府県の関係部局の連携体制や通告があった場合の具体的対応のための体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備すること、関係施設の協議会との連携・協議を強化し被措置児童等への周知や子供の権利についての学習機会の確保を図ることなどが具体的に示されている。

第4節 一億総活躍社会の実現に向けた取組

政府においては、若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある人も、一度失敗を経験した人

8 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_11.pdf

9 里親委託率を伸ばしている地方公共団体では、児童相談所への専任の里親担当職員の配置や、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

10 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/04.html